

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1. 概要

本仕様書は、魚沼市（以下、「甲」という。）が設置する電気事業法第 38 条第 4 項に規定する自家用電気工作物について、同法第 43 条に基づく同法施行規則第 52 条第 2 項の規定により実施する自家用電気工作物保安管理業務委託に適用する。

2. 番号及び件名

管財第 1 号 魚沼市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託

3. 委託対象電気工作物

別紙一覧表のとおり

4. 履行期間

履行期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

5. 本業務の委託者（以下、「乙」という。）の資格者等

乙は、電気事業法施行規則第 52 条の 2 に定める要件に適合するとともに、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

6. 委託業務の内容

乙が実施する電気工作物の保安管理業務は、次の各号により、保安規定に基づき乙が自ら実施するものとし、その結果について甲に報告すること。その中において、経済産業省令で定める電気設備基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指示又は助言を行うこと。

（1）巡視、点検及び試験業務（月次点検、年次点検、臨時点検）

電気工作物の維持及び運用が適正に行われるように、定期的点検、測定及び試験を実施する。なお、点検の種類、内容及び回数は別表のとおりとする。

（2）絶縁監視（24 時間監視）

乙は、甲の低圧電路の絶縁状態を常時監視するため絶縁監視装置を履行開始月に乙の負担で設置し、24 時間体制で対応し維持管理をする。なお、絶縁監視を行うことにより、上記に示す月次点検を隔月で行えるものとする。

(3) 事故等による異常発生時の対応

電気事故及び故障等で電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れのある場合は、応急措置の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を実施すること。

また、電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。

なお、事故発生時の緊急出動は、休日・夜間に関わらず行うものとし、これに伴う経費は乙の負担とする。

7. 提出書類

乙は、下記の書類等を提出すること。ただし、甲の担当職員が必要でないとした場合は、この限りではない。

(1) 契約締結後

① 着手届

(2) 委託業務完了後

① 点検報告書（点検を実施する都度）

② 履行届

8. 保安監督部への申請、届出等

乙は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書等の必要な書類の作成及び手続きを行い、経済産業省に提出するものとする。この申請が申請後 1 ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、甲はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請や届出に係る費用は、保安管理業務委託料に含まないものとする。乙が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請や届出は必要ないものとする。

9. 原状回復

この契約が完了したときは、乙は、遅滞なく機器を撤去し、原状回復するものとし、その費用は乙の負担とする。

10. 保安管理業務委託料の支払い方法

乙は、1 ヶ月の業務が完了するごとに 1 ヶ月分に係る請求書を甲に提出することとし、甲は、上記の請求書を受領後 30 日以内に支払うものとする。なお、乙が 1 ヶ月ごとの請求ができない場合は、その請求月を甲、乙協議の上決定する。

11. 大規模災害時体制

乙は、大規模災害時等において複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安全管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう、あらかじめ体制を整備しておくこと。

12. 機密の保持

乙は、業務上知り得た甲の情報を他に漏らしてはならない。なお、契約が満了した場合においても同様とする。

13. 電気故障（事故）に関する対応

乙は、甲の電気故障（事故）の発生の連絡を受けてから原則として平日の通常勤務時間（8時30分から17時15分の間）においては、1時間以内、その他の時間帯においては2時間以内に委託対象電気工作物の所在地に到達し、上記の事故等による異常発生時の対応を行うこと。ただし、大規模災害等の事情により到達が遅れる場合はこの限りでない。

14. その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、甲、乙協議の上決定する。

巡視、点検及び測定・試験の基準等

設 備		点 検 項 目	月次点検 (月1回)	年次点検 (年1回)
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
	遮断機、負荷開閉器	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
		継電器の慣性特性試験		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断機、開閉器と継電器の連動試験		○
	変圧器	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
		内部点検		○
		絶縁油の酸価度試験		○
	コンデンサ設備	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
	避雷器	外観点検	○	○
		高圧絶縁抵抗測定		○
	母線等	外観点検	○	○
高圧絶縁抵抗測定			○	

設 備		点 検 項 目	月次点検 (月1回)	年次点検 (年1回)
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		電圧値・電流値の測定	○	○
		計器校正試験		○
		シーケンス試験		○
接工 地事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
		漏えい電流測定		○
構物 造	建物、キュービクル等の金 属製外箱等	外観点検	○	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	配線、制御配線	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断機	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
絶縁状態監視		絶縁監視装置による		
非発 常電 予装 備置	原動機、始動装置及び付属 装置	外観点検	○	○
		始動・停止試験	○	
		保護継電器の動作試験		○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断機、開閉器、配電盤、制 御装置等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		発電電圧、周波数の測定	○	○
		保護継電器の動作確認		○
		インターロック試験		○

設 備		点 検 項 目	月次点検 (月 1 回)	年次点検 (年 1 回)
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○
		電圧測定	○	○
		比重測定		○
		液温測定		○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

2 月次点検は、絶縁監視装置設置により隔月に実施することができる。

3 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色・汚損等の異常がない場合、又は PCB 油混入の恐れがある場合はその一部又は全部を省略することができる。

4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることができる。

5 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることができる。

